

1. 目的

宮崎市国民健康保険被保険者の健康の保持増進を図ることを目的として、特定健診の受診率を向上させるための受診勧奨を実施する。この受診勧奨を実施することで、令和7年度の特定健診受診率32%を目指すものとする。

なお、令和5年度においては宮崎県の国保ヘルスアップ支援事業である「令和5年度特定健診実施率向上対策事業」に県内共同事業として参加するとともに、本市独自の施策を実施することにより、さらなる受診率の向上を図るものである。

2. 業務概要

- (1) 業務名 令和5～7年度 宮崎市特定健診受診勧奨事業業務委託
(以下、「本業務」という。)
- (2) 業務内容 別紙「令和5～7年度 宮崎市特定健診受診勧奨事業業務委託仕様書」
- (3) 委託期間 契約締結の日から令和8年3月31日まで
- (4) 提案限度額 35,442,000円以内（消費税及び地方消費税を含む）
令和5年度 10,956,000円
令和6年度 12,094,500円
令和7年度 12,391,500円

3. プロポーザル方式により受託候補者を選定する理由

本業務は、過去の受診歴等のデータを活用し効果的に受診勧奨を行うことで、特定健診の受診率を向上させるものであることから、データを活用した対象者の分析から勧奨通知の発送等の一連の実施内容を含めて提案を受け評価し、受託候補者を選定する。

4. プロポーザル方式及びその理由

本業務においては、同様の業務実績を有する業者が複数おり、広く提案を受ける必要があることから、「公募型」とする。

5. 参加資格

本プロポーザルに参加する提案者は、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（一般競争入札の参加者の資格）の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和4・5年度宮崎市競争入札参加資格者名簿において、物品、清掃等に登載されている者にあつては、公告の日から審査結果の通知の日までの期間に宮崎市物品売買等の契約に係る指名停止等の措置に関する要綱（平成8年2月7日告示第19号）に基づく競争入札参加停止の措置を受けていないこと。
- (3) 令和4・5年度宮崎市競争入札参加資格名簿に登載されていない者にあつては、令和5年6月16日現在において、引き続き1年以上営業等を行っており、かつ、国税及び宮崎市税

を滞納していないこと。

- (4) 会社更生法（平成14年法律第154条）第17条の規定に基づく更生手続き開始の申立てまたは民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続き開始の申立ての事実がある者にあつては、当該手続き開始後、裁判所の再生計画許可の決定を受けていること。
- (5) 宮崎市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員、同条第3号に規定する暴力団密接関係者でないこと。
- (6) 下記の（ア）、（イ）いずれかを取得していること。
 - （ア）ISO27001（ISMS認証）
 - （イ）プライバシーマーク
- (7) 宮崎市からの問い合わせに迅速に対応できる体制が整っていること。
- (8) 直近3年間（令和2年度～令和4年度）に市町村国保において本業務と同様の業務を受託した実績があること。
- (9) 本業務と同様の業務において、過去の法定報告値で少なくとも3%以上の受診率向上実績があること。
- (10) 本業務と同様の業務において、複数年での業務支援を受託した実績があること。
- (11) 本業務と同様の業務において、複数年での支援実績を有し、かつ受診率向上実績があること。

6. 実施スケジュール（下記期間については、事務の都合等により変更の可能性あり）

No.	項目	期間等	備考
1	公示	令和5年5月29日（月）	市ホームページに掲載
2	参加申込書兼誓約書 受付締切日	令和5年6月5日（月） 午後5時（必着）	
3	質問の締切日	令和5年6月5日（月） 午後5時（必着）	
4	質問に対する回答日	令和5年6月14日（水）	
5	参加資格審査結果通知日	令和5年6月16日（金）	
6	企画提案書等の提出締切日	令和5年6月23日（金）	
7	プレゼンテーション実施日	令和5年7月6日（木）	※予定
8	審査結果通知日	令和5年7月14日（金）	※予定

7. 参加申込の手続き

参加希望者は、次により参加表明及び資格確認に必要な書類を提出する。

- (1) 提出書類
 - ①参加資格申込書兼誓約書（様式1）
 - ②役員等名簿（様式2）
 - ③暴力団排除に関する誓約書兼同意書（様式3）
 - ④会社概要書（任意様式）

参加申込を行う事業者の事業概要、本業務のための実施体制がわかるもの。

⑤業務実績一覧表（様式4）

過去5年間（平成30年度から令和4年度）当該委託業務同様の業務受託の都道府県及び宮崎県内・同規模自治体の実績とISO27001（ISMS認証）またはプライバシーマークの取得状況を記載。

記載内容が確認できるものとして、契約書及び登録証等の写しを添付すること。

⑥現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書（発行からの3か月以内の証明、写し可）

⑦税の滞納がないことの証明（国税及び宮崎市内の営業所等を有する場合は宮崎市税、発行日から3か月以内の証明、写し可）

(2) 提出方法

郵送または持参により（4）の提出先に提出すること

(3) 提出期限

令和5年6月5日（月）午後5時まで（必着）

(4) 提出先

所在地：〒880-8505 宮崎市橘通西一丁目1番1号
宮崎市財政部国保年金課（第二庁舎1階）
健診指導係

電話番号：0985-42-2359

ファクス：0985-20-3562

電子メール：07kensin@city.miyazaki.miyazaki.jp

(5) 参加申込の結果通知

令和5年6月16日（金）までに参加申込者に対して個別に通知する。

8. 質問の受付

(1) 質問の受付

①提出書類

質問書（様式5）

②提出期限

令和5年6月5日（月）午後5時まで（必着）

③提出方法

電子メールによることとする。その他の方法及び受付期間を過ぎて提出された質問は受け付けない。電子メールの件名は、「特定健診受診勧奨事業に関する質問」とすること。なお、参加申込者以外の事業者からの質問は受け付けない。

④提出先

宮崎市財政部国保年金課（電子メール：07kensin@city.miyazaki.miyazaki.jp）

(2) 質問に関する回答方法

質問に関する回答は、令和5年6月14日（水）までにプロポーザル参加申込者全員に電子メールで回答する。（質問者名等は掲載しない）

9. 企画提案書の提出

(1) 提出書類

①企画提案書（任意様式）

企画提案書等の作成については本実施要領、及び仕様書に基づいて作成すること。なお、令和5年度においては宮崎県の国保ヘルスアップ支援事業である「令和5年度特定健診実施率向上対策事業」に県内共同事業として参加するが、企画提案内容は、宮崎県事業に参加しない場合でも、各年度で以下の企画提案項目の内容が実施できるものとする。

1 対象者の選定及びグループ分け

特定健診の受診率を向上させるため、対象受診者の効果的な分類方法を提案すること。また、その理由を示すこと。

2 属性に応じた通知の内容

分類した対象者それぞれに対する勧奨の内容等、ポイントや手法がわかる提案をすること。

3 受診率向上のための工夫

上記2に関して、最適な通知の作成や行動変容を起こす手法、通院中未受診者に対する対策等、受診率向上のための工夫を示すこと。

4 受診結果の効果検証

勧奨による結果の検証方法・内容を示すこと。

5 スケジュールの提示

無理のない実現可能なスケジュールで示すこと。

6 個人情報の管理

個人情報の保護に関する事業者の認証取得状況や情報の管理体制、従事者の教育等情報漏えい防止対策を示すこと。

7 業務の実施体制

提案内容を確実に実行できる体制で示すこと。

8 実績

類似の受診勧奨業務における実績を示すこと。

②見積書（様式6）

見積金額は、消費税及び地方消費税を除く金額とすること。

③見積内訳書（任意様式）

見積金額の積算内訳を記載したもの。

(2) 提出書類の記載方法

提出書類は原則としてA4サイズで作成すること。ただし、A3サイズの内紙を片袖折等でA4サイズにして作成することも可とする。

(3) 提出部数

正本1部（法人名称等を記載したもの）

副本6部（法人名称等が特定される情報（名称、ロゴ等）の記載のないもの）

(4) 提出方法

郵送又は持参により提出すること

(5) 提出期限

令和5年6月23日（金）午後5時まで（必着）

（6）提出先

宮崎市財政部国保年金課（前述7-（4）参照）

10. 評価基準及び選定方法

（1）評価基準

別紙「令和5～7年度宮崎市特定健診受診勧奨事業業務委託業者選定評価基準」のとおり

（2）受託候補者の選定方法

①企画提案書・プレゼンテーションにて選考を行う。

1 実施日時

令和5年7月6日（木）

※実施時間や会場等の詳細は提案事業者に別途通知する。

2 プレゼンテーション・質疑

企画提案書を基に審査委員に対しプレゼンテーションを行い、質問事項に回答をすること。当日の追加資料の配布など、事前に提出された企画提案書以外の資料を使用しての説明は不可とする。プレゼンテーションでは、会社名を伏せて説明を行うこととする。企画提案書やその他プレゼンテーションに使用する資料等に企業名や企業ロゴ等を使用しないこと。

3 所要時間

- ・準備5分以内
- ・プレゼンテーション20分以内
- ・質疑応答10分以内
- ・撤収5分以内

4 参加人数

会場に入室できる出席者は、3名以内とする。ただし、機材準備のため一時入室することはできる。

5 使用機器

会場設営は宮崎市で行う。なお、PC、配線等が必要な機器については、企画提案者で準備すること。

②失格者を除き、各委員の採点の合計点数が最も高い提案事業者を受託候補者として選定する。

③合計点数が同一の参加事業者がいた場合には、評価項目「事業の目的等」の点数が最も高い提案事業者を受託候補者とする。

④③において、評価項目「業務の目的等」の点数が複数の場合は、選定委員会の委員にて提案書の再審査を行う。

⑤上記にかかわらず、合計点数が評価基準点数全体の60%未満の場合には、受託候補者として選定しない。

⑥以下に該当する者は失格とする。

- 1 提出期限を過ぎて企画提案書等が提出された場合
- 2 後日、内容に虚偽・過大があったと判断した場合

- 3 参加資格に適合しなくなった等、契約を履行することが困難と認められる状態になった場合
 - 4 プレゼンテーションに欠席した場合
 - 5 その他、企画提案にあたり著しく信義に反する行為等があった場合
- (3) 提案者が1者の場合の取扱い
提案者が1者の場合であっても、プレゼンテーションを行うものとする。

1.1. 選定結果の通知および公表

選定結果は、すべての提案事業者に対して個別に通知し、宮崎市ホームページで公表する。

1.2. 契約に関する事項

- (1) 契約の締結
受託候補者と宮崎市の間で委託内容、経費等について再度調整を行った上で協議が整った場合、随意契約を締結する。
- (2) 契約保証金
契約締結にあたっては、受注者は宮崎市財務規則（平成元年規則第1号）第105条1項の規定に基づく契約保証金を納付しなければならない。ただし、同規則第105条第1項各号に該当するときは免除とする。
- (3) その他
 - ①契約代金の支払いは、各年度、業務完了後（完了検査終了後）に行うこととする。
 - ②受託候補者の選定後、特別な事情により契約を締結をしない場合は、その理由を記載した参加辞退届（様式7）を提出すること。なお、この場合、次順位者を受託候補者とする。

1.3. その他

- ①本プロポーザルの参加に係る経費はすべて提案者の負担とする。
- ②参加申込書兼誓約書及び企画提案書等に虚偽の内容が掲載されている場合は失格とする。
- ③審査の公平性を害する行為を行った者は失格とする。
- ④参加申込書兼誓約書の提出後、本プロポーザルへの参加を辞退する場合は、参加辞退届（様式7）を提出すること。
- ⑤企画提案書及び見積書は1者につき1案に限る。
- ⑥郵送、電子メール等の通信に関する事故については、宮崎市はいかなる責任も負わない。

1.4. 担当部署

所在地：〒880-8505 宮崎市橘通西一丁目1番1号
宮崎市財政部国保年金課（第二庁舎1階）
健診指導係

電話番号：0985-42-2359

ファクス：0985-20-3562

電子メール：07kensin@city.miyazaki.miyazaki.jp

メール件名（題名）には「特定健診受診勧奨事業」を入れること。

附則

この要領は、令和5年5月24日から施行し、本業務の契約締結をもって、その効力を失う。